

茨城県報 第 2 号

平成元年1月12日

木曜日

目 次

告 示

	ページ
●土地収用法に基づく事業の認定(4件)(用地課)	1
●道路の区域変更(2件)(道路維持課)	3
●道路の供用開始(3件)(〃)	4
●埋め立て地の用途の変更の認可申請(港湾課)	5
●事業計画の変更の認可(2件)(下水道課)	6
●土地区画整理組合の設立の認可(都市計画課)	7
●都市計画事業の認可(2件)(都市施設課)	8
●都市計画事業の変更の認可(〃)	9

(選挙管理委員会)

●選挙管理委員会第1回定期例会の招集	9
--------------------	---

公 告

●茨城県郷土工芸品の指定(工業振興課)	9
●土地立入測量(2件)(用地課)	10
●開発行為の工事完了(6件)(建築指導課)	11
●宅地開発事業の工事完了(〃)	14

正 誤

●平成元年1月9日付け茨城県報第7721号中	14
------------------------	----

告 示

茨城県告示第5号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成元年1月12日

茨城県知事 竹内藤男

- 1 起業者の名称 内原町
- 2 事業の種類 (仮称) 内原町民体育館新設事業
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分 茨城県東茨城郡内原町大字内原字中谷地地内
 - (2) 使用の部分 なし

4 土地収用法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

内原町役場

~~~~~  
茨城県告示第6号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成元年1月12日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 起業者の名称 古河市

2 事業の種類 (仮称)出城周辺歴史公園建設事業

3 起事地

(1) 収用の部分 茨城県古河市中央町三丁目地内

(2) 使用の部分 なし

## 4 土地収用法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

古河市役所

~~~~~  
茨城県告示第7号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成元年1月12日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 起業者の名称 鹿島町

2 事業の種類 鹿島町立高松地区公民館保全事業

3 起業地

(1) 収用の部分 茨城県鹿島郡鹿島町大字木滝字稻荷台地内

(2) 使用の部分 なし

4 土地収用法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

鹿島町役場

~~~~~  
茨城県告示第8号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成元年1月12日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 起業者の名称 小川町

2 事業の種類 小川町保健相談センター建設事業

## 3 起 業 地

- (1) 収用の部分 茨城県東茨城郡小川町大字小川字大塚地内  
 (2) 使用の部分 なし

## 4 土地収用法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

小川町役場

## 茨城県告示第9号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成元年1月12日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成元年1月12日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 道路の種類 県道

2 路線名 谷井田稻戸井停車場線

3 道路の区域

| 区間                                                       | 旧新の別 | 敷地の幅員                     | 延長            | 摘要 |
|----------------------------------------------------------|------|---------------------------|---------------|----|
| 筑波郡伊奈町大字狸渕字堤下<br>263番地先から<br>取手市大字市之代字小沼<br>533—2番地先まで   | 旧    | 最大 メートル<br>23.0<br>最小 3.0 | メートル<br>512.0 |    |
| 筑波郡伊奈町大字狸渕字堤下<br>212—2番地先から<br>取手市大字市之代字小沼<br>533—2番地先まで | 新    | 最大 64.0<br>最小 11.5        | 420.0         |    |

## 茨城県告示第10号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成元年1月12日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成元年1月12日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 道路の種類 県道

2 路線名 藤代板戸井岩井線

3 道路の区域

| 区間                        | 旧新の別 | 敷地の幅員<br>メートル | 延長<br>メートル | 摘要                   |
|---------------------------|------|---------------|------------|----------------------|
| 取手市大字戸頭字神明<br>284-11番地先から | 旧    | 最大 10.0       | 990.0      | うち835mは取手市へ移管する      |
|                           |      | 最小 5.0        |            |                      |
| 取手市大字戸頭字永山<br>779-37番地先まで | 新    | 最大 28.0       | 918.0      | 国道294号重用延長<br>897.0m |
|                           |      | 最小 6.5        |            |                      |

---

**茨城県告示第11号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。  
 その関係図面は、平成元年1月12日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成元年1月12日

茨城県知事 竹内藤男

- 1 路線名 県道谷井田稲戸井停車場線
  - 2 供用開始の区間 筑波郡伊奈町大字狸渕字堤下212-2番地先から  
取手市大字市之代字小沼533-2番地先まで
  - 3 供用開始の期日 平成元年1月12日
- 

**茨城県告示第12号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。  
 その関係図面は、平成元年1月12日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成元年1月12日

茨城県知事 竹内藤男

- 1 路線名 県道藤代板戸井岩井線
  - 2 供用開始の区間 取手市大字戸頭字神明284-11番地先から  
取手市大字戸頭字神名284-16番地先まで
  - 3 供用開始の期日 平成元年1月12日
-

## 茨城県告示第13号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成元年1月12日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成元年1月12日

茨城県知事 竹内 藤 男

1 路線名 県道平泉潮来線

2 供用開始の区間 鹿島郡神栖町大字下幡木字州546番1地先から

鹿島郡神栖町大字下幡木字州1236番1地先まで

3 供用開始の期日 平成元年1月15日

## 茨城県告示第14号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第13条ノ2第1項の規定による埋立地の用途の変更の許可の申請があったので、同法第13条ノ2第2項において準用する同法第3条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成元年1月12日

河原子港港湾管理者の長

茨城県知事 竹内 藤 男

1 埋立て免許者の住所及び氏名

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨 城 県

茨城県知事 竹内 藤 男

2 埋立地の用途の変更内容

| 用 途     | 配 置                                     | 規 模                    |
|---------|-----------------------------------------|------------------------|
| 物揚場敷    | 泊地に面して物揚場、取付を配置する。                      | 約 1.2千m <sup>2</sup>   |
| 荷さばき用地  | 物揚場及び取付背後に3ヶ所配置する。                      | 約 4.2千m <sup>2</sup>   |
| 野積場用地   | 船揚場背後に配置する。                             | 約 2.4千m <sup>2</sup>   |
| 船揚場敷    | 泊地に面した北側に1ヶ所配置する。                       | 約 0.5千m <sup>2</sup>   |
| 緑 地     | 埋立地北側に1ヶ所配置する。                          | 約 2.2千m <sup>2</sup> を |
| 護 岸 敷   | 埋立地を固むように北側に2ヶ所、東側に1ヶ所、南側に2ヶ所配置する。      | 約 2.8千m <sup>2</sup>   |
| 道 路 敷   | 荷さばき用地及び野積場敷に沿って1ヶ所、及び都市再開発用地内に1ヶ所配置する。 | 約 4.7千m <sup>2</sup>   |
| 都市再開発用地 | 道路敷と市街地との間に配置する。                        | 約 6.9千m <sup>2</sup>   |
| 計       |                                         | 約 24.9千m <sup>2</sup>  |

| 用 途         | 配 置                                     | 規 模                   |
|-------------|-----------------------------------------|-----------------------|
| 物 揚 場 敷     | 泊地に面して物揚場、取付を配置する。                      | 約 1.2千m <sup>2</sup>  |
| 荷 さ ば き 用 地 | 物揚場及び取付背後に3ヶ所配置する。                      | 約 4.2千m <sup>2</sup>  |
| 野 積 場 用 地   | 船揚場背後に配置する。                             | 約 2.4千m <sup>2</sup>  |
| 船 揚 場 敷     | 泊地に面した北側に1ヶ所配置する。                       | 約 0.5千m <sup>2</sup>  |
| 緑 地         | 埋立地北側に1ヶ所配置する。                          | 約 2.3千m <sup>2</sup>  |
| 護 岸 敷       | 埋立地を囲むように北側に2ヶ所、東側に1ヶ所、南側に2ヶ所配置する。      | 約 2.6千m <sup>2</sup>  |
| 道 路 敷       | 荷さばき用地及び野積場敷に沿って1ヶ所、及び都市再開発用地内に1ヶ所配置する。 | 約 4.7千m <sup>2</sup>  |
| 都市再開発用地     | 道路敷と市街地との間に配置する。                        | 約 6.9千m <sup>2</sup>  |
| 計           |                                         | 約 24.8千m <sup>2</sup> |

変更する。

3 埋立て免許年月日

昭和54年12月10日

4 許可申請年月日

昭和64年1月5日

5 関係図書の縦覧

水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県土木部港湾課

日立市久慈町1丁目3番21号 茨城県日立港湾事務所

日立市助川町1丁目1番1号 日立市産業経済部農林水産課

6 縦 覧 期 間 平成元年1月12日から平成元年2月1日まで

茨城県告示第15号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、事業計画の変更を認可したので、同条第1項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成元年1月12日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 施行者の名称 水戸市

2 都市計画事業の種類及び名称

水戸・勝田都市計画下水道事業 水戸市第1号公共下水道

3 事業施行期間 昭和32年12月17日から平成6年3月31日まで

4 事 業 地

(1) 収用の部分 変更なし

(2) 使用の部分

昭和32年建設省告示第1676号、昭和37年建設省告示第941号、昭和42年建設省告示第2535号、

昭和46年茨城県告示第1021号、昭和48年茨城県告示第358号、昭和49年茨城県告示第1029号、昭和56年茨城県告示第479号及び昭和57年茨城県告示第255号の事業地に(1)に掲げる区域を加えた区域とし、当該事業地のうち(2)に掲げる地内において事業地を変更する。

- (1) 水戸市2,501—1の一部の区域
  - (2) 水戸市桜川1丁目、中央2丁目、2,485—1及び2,500—1地内
- 

#### 茨城県告示第16号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、事業計画の変更を認可したので、同条第1項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成元年1月12日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 施行者の名称 水戸市
  - 2 都市計画事業の種類及び名称  
水戸・勝田都市計画下水道事業 水戸市第2号公共下水道
  - 3 事業施行期間 昭和57年3月22日から平成6年3月31日まで
  - 4 事業地
    - (1) 収用の部分  
昭和57年茨城県告示第253号及び昭和61年茨城県告示第455号の事業地のうち水戸市千波町字東川の一部の区域を削った区域
    - (2) 使用の部分  
昭和57年茨城県告示第253号及び昭和61年茨城県告示第455号の事業地のうち次に掲げる地内において事業地を変更する。  
水戸市千波町字東川、字台畑、字原新田及び字後川地内
- 

#### 茨城県告示第17号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第14条第1項の規定に基づき古河市鴻巣北ノ内土地区画整理組合の設立については、次のとおり認可した。

平成元年1月12日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 組合の名称 古河市鴻巣北ノ内土地区画整理組合
- 2 事業施行期間 平成元年1月12日から平成4年3月31日まで
- 3 施行地区 古河市大字鴻巣字北ノ内、古街道東、二入の各一部
- 4 事務所の所在地 古河市長谷町38番18号
- 5 設立認可の年月日  
平成元年1月12日

**6 事 業 年 度**

初年度は設立認可の日から翌年3月31日まで

次年度からは4月1日から翌年3月31日まで

**7 公 告 の 方 法** 古河市役所に掲示**茨城県告示第18号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により都市計画事業を認可したので同法第62条第1項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成元年1月12日

茨城県知事 竹内藤男

1 施行者の名称 水戸市

2 都市計画事業の種類及び名称

水戸勝田都市計画道路事業

3・3・2号 中大野中河内線

3 事業施行期間 平成元年1月12日から平成5年3月31日まで

4 事 業 地

(1) 収用の部分 茨城県水戸市元吉田町字一本松地内

(2) 使用の部分 なし

**茨城県告示第19号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により都市計画事業を認可したので同法第62条第1項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成元年1月12日

茨城県知事 竹内藤男

1 施行者の名称 水戸市

2 都市計画事業の種類及び名称

水戸勝田都市計画道路事業

3・3・1号 水戸南口停車場線

3 事業施行期間 平成元年1月12日から平成5年3月31日まで

4 事 業 地

(1) 収用の部分 茨城県水戸市元吉田町字一本松、字荒谷及び字一里塚西地内

(2) 使用の部分 なし

茨城県告示第20号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により事業計画の変更を認可したので同法第63条第2項で準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成元年1月12日

茨城県知事 竹内藤男

1 施行者の名称 茨城県西南地方広域市町村圏事務組合

2 都市計画事業の種類及び名称

古河・総和都市計画公園事業

6・5・101 中央運動公園

3 事業施行期間 昭和49年7月1日から平成6年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

昭和49年茨城県告示第595号の事業地のうち大字下大野字谷地川及び字向山地内において事業地を変更し、大字下大野字新田地内を加える。

(2) 使用の部分 なし

~~~~~  
(選挙管理委員会)

茨城県選挙管理委員会告示第1号

平成元年茨城県選挙管理委員会第1回定例会を次のとおり招集する。

平成元年1月12日

茨城県選挙管理委員会
臨時委員長 横村美津子

1 日 時 平成元年1月17日(火)午後3時30分から

2 場 所 茨城県水戸市三の丸

茨城県議会特別会議室

3 議題

(1) 茨城県選挙管理委員会委員長の選挙について

(2) その他の

公 告

●茨城県郷土工芸品の指定

茨城県郷土工芸品指定要領に基づき、茨城県郷土工芸品を昭和64年1月6日に次のとおり指定したので公表する。

平成元年1月12日

茨城県知事 竹内藤男

(工芸品の名称)	(製造市町村名)	(工芸品の名称)	(製造市町村名)
大穂のほうき	つくば市	武道具	水戸市
ゆうちく袖垣	結城市, 八千代町, 境町, 千代川村	農人形	水戸市
水戸押絵	水戸市		

●土地立入測量

土地収用法(昭和26年法律第219号)第11条第1項ただし書の規定により通知があったので、同条第4項の規定により次のとおり公告する。

平成元年1月12日

茨城県知事 竹内藤男

- 1 起業者の名称 東京電力株式会社
 - 2 事業の種類 特別高圧送電線路新設「薄倉線延長工事」
 - 3 立ち入ろうとする土地の区域

竜ヶ崎市向陽台1丁目及び2丁目地内

” 薄倉町字北野原地内

” 大塚町字和久井, 字稻荷前, 字稻荷, 字大ぢや, 字中台, 字三斗蔵, 字下ノ打, 字馬場下及び字出口地内

牛久市島田町字大木句及び字島田地内

” 奥原町字奥原, 字山ノ下, 字折本, 字清水久保, 字大崎下, 字姥神, 字大崎台, 字中山台, 字上ノ久保, 字池ノ台, 字中山谷津及び新田地内

” 井ノ岡町字井ノ岡, 字中山, 字矢口, 字蛇谷, 字丸山, 字大墓田大, 字丸山久保, 字ヘラカ崎, 字大墓田久保, 字新山, 字石内久保, 字佐渡内, 字猪子, 字六十塚, 字六十塚前, 字蛇塚, 字蛇谷台, 字六十塚後, 字六十塚久保, 字後田, 字木戸下, 字通山, 字肱尻台, 字袋田台, 字袋田及び新通山地内

” 桂町字藤ヶ谷, 字藤ヶ谷ツ, 字あたご山, 字新切谷付, 字新切道, 字新切, 字新切道通, 字藤ヶ谷津道通, 字藤ヶ谷道添, 字新切道添, 字新切中道添及び筑波南桂工業団地地内
 - 4 立ち入ろうとする期間
平成元年1月25日から平成元年7月24日まで
-

- 1 起業者の名称 東京電力株式会社
- 2 事業の種類 特別高圧送電線路新設「稻敷線筑波南(変)引込工事」
- 3 立ち入ろうとする土地の区域

牛久市桂町字新切中道添, 字新切官林道添, 字新切道添, 字月出里道, 字櫛形及び筑波南桂工業団地地内

牛久市井ノ岡町字東原及び字稻荷原地内

稻敷郡江戸崎町大字月出里字弥五郎次，字上谷原，字上谷原谷添，字北根下，字北根，字北根林添，字上林，字大清水及び字笛立地内

“ 阿見町大字大形字箕輪，字大谷津，字花指，字下の池，字岩見塚及び字雀久保地内

“ 美浦村大字土屋字山下地内

4 立ち入ろうとする期間

平成元年1月25日から平成元年7月24日まで



●開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成元年1月12日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

牛久市柏田町字河原代原3605番786, 3605番907, 3605番908, 3605番909, 3605番910, 3605番911

2 事業主の住所及び氏名

牛久市柏田町3608番地の672

株式会社 浦山工務店

代表取締役 浦 山 平 喜



都市計画法（昭和43年法律第100号）附則第4項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法附則第5項において準用する同法第36条第3項の規定により公告する。

平成元年1月12日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

下妻市小島字石堂1152番の一部, 1153番1の一部

2 事業主の住所及び氏名

下妻市大字本城町2丁目22番地

下妻市長 横 島 良 市



1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

下妻市半谷字中荒久773番2, 同番21

2 事業主の住所及び氏名

水戸市梅香2丁目1番39号

茨城県労働者住宅生活協同組合

理事長 鈴木健夫

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

西茨城郡友部町大字湯崎字干部塚703番3, 同番4, 708番6, 同番8から11, 709番2, 字館裏764番1, 同番3

- 2 事業主の住所及び氏名

東京都太田区北嶺町34番3号

宗教法人 本覚寺

代表役員 伏見顕隆

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

東茨城郡美野里町納場字原屋敷142番3, 同番4, 148番4, 617番1, 619番, 620番

- 2 事業主の住所及び氏名

石川県七尾市府中町員外27番地の1

株式会社 スギヨ

代表取締役社長 杉野芳人

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成元年1月12日

茨城県知事 竹内藤男

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

西茨城郡岩瀬町大字門毛字原前2058番, 2066番1, 同番口, 2067番, 2068番, 2069番1, 同番口, 2081番1~4, 字西山1003番, 1004番, 1007番, 2082番, 同番1, 2083番, 2084番, 2085番, 2086番, 2087番, 2088番1, 同番2, 2090番, 2091番, 2092番, 2093番, 2094番, 2095番, 2096番, 2097番1, 同番口, 2098番1, 同番3, 同番口, 2099番, 乙2099番, 2100番, 2111番, 字若狭1148番, 1149番, 1150番, 1151番1, 同番口, 1152番, 1153番1, 同番口, 1154番, 2101番, 2102番, 2103番, 2104番, 2105番, 2106番, 2107番, 2108番, 2109番, 2110番, 2111番1, 同番2, 2113番, 2114番, 2115番, 2116番1~3, 2117番, 2118番1~4, 2119番, 2120番, 2121番, 2122番, 2123番, 2124番, 2125番, 2126番, 2127番, 2128番, 2129番, 2130番, 2131番, 2

132番, 2133番, 2134番, 2135番, 乙2136番, 同番1, 同番2, 2137番
 1, 同番2, 2138番, 2139番, 2140番, 2141番, 2142番, 2143番, 乙
 2143番, 2144番, 2145番, 2146番, 2147番, 2148番, 2149番, 2
 150番, 字大内1155番1, 同番2, 1156番, 2151番, 同番1~13, 2152番,
 同番1~8, 2153番, 2154番, 2155番, 2156番, 2157番, 2158番, 2
 159番, 2160番1, 同番口, 2161番1, 同番口, 2162番, 2163番, 2164
 番, 同番1, 2165番, 2166番1, 同番口, 2167番, 2168番1, 同番口, 216
 9番, 2170番1, 同番口, 2171番1, 同番口, 同番イの1, 2172番1, 同番2, 乙
 2173番, 2173番1, 同番口, 2174番1, 同番口, 2175番, 同番1, 2204番,
 2205番, 2206番, 2207番, 2208番1, 同番口, 2209番, 2210番1~3,
 2211番, 2212番, 2213番, 2215番, 2216番, 2242番11, 同番2, 大
 字入野字新建399番, 574番1, 同番2, 同番口, 575番, 578番, 579番, 580
 番, 581番1口, 582番1, 同番2, 583番, 584番, 585番, 586番, 587番,
 588番, 589番, 590番, 591番, 592番, 593番1, 同番2, 594番, 595
 番1口, 596番, 597番, 598番, 599番, 600番, 字長峰615番, 字吉沢616
 番, 617番, 618番, 619番, 620番, 同番1, 字堂平601番, 602番, 603番,
 604番, 605番, 606番, 607番, 608番, 609 612 613 614番, 6
 10 611番, 字入沢359 360番, 361番, 362番, 363番, 字大日峯393番,
 字入沢394番, 395 401番, 396 400番, 397番, 398番, 402番, 40
 3番, 404 407番, 405番, 406番1, 同番1, 408番, 409番, 410番, 4
 11番, 412番, 413番, 414 415番, 416番, 417番, 418番, 419番,
 420番, 421番, 427番イの1, 422番, 423番, 424番, 425番, 426番,
 427番1, 573番1~4, 同番6, 576番, 577番, 621番1, 同番2, 622番1,
 623番, 624番, 625番, 626番, 627番, 628番, 629番, 630番, 631
 番, 632番, 633番, 634番, 635番, 638番, 639番, 640番, 641番, 字
 拾貫峯391番, 392番, 字繕上736番, 809番1, 同番口, 810番, 811番, 字久
 保前804番, 805番, 806番, 807番, 808番

2 事業主の住所及び氏名

東京都杉並区宮前1丁目19番14号

株式会社 岩瀬桜川カントリークラブ

代表取締役 浦 聰



●宅地開発事業の工事完了

茨城県宅地開発事業の適正化に関する条例（昭和47年茨城県条例第46号）第9条の設計確認に係る宅地開発事業について、次の地域の工事が完了したので、同条例第16条第3項の規定により公告する。

平成元年1月12日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

稲敷郡東村大字八千石字八千石710番, 711番, 712番

- 2 事業主の住所及び氏名

千葉県山武郡横芝町横芝1092番地

千葉窯業株式会社

取締役社長 池 田 忠 美

正 誤

- 平成元年1月9日付け茨城県報第7721号中「第7721号」とあるのは「第1号」と訂正する。
-

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1月）
（金 2,000円）

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県総務部総務課

電話番号 0292(21)8111(代)